

平成十八年五月十六日受領
答弁第一四七号

内閣衆質一六四第二四七号

平成十八年五月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ループル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する第三
回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ルーズブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する

第三回質問に対する答弁書

一及び二について

裏金組織「ルーズブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する質問主意書（平成十八年三月三十一日提出質問第一九六号。以下「質問主意書」という。）が提出された後、外務省大臣官房による御指摘の課長からの事情聴取が行われた。その結果は、質問主意書に対する答弁書（平成十八年四月十一日内閣衆質一六四第一九六号）一から六までについてで答弁しているところである。

三について

外務省において確認できる範囲では、御指摘の五千円を超える贈与等又は報酬の合計は、五十万円であり、そのうち、報道関係者に係るものは、三十万四千円である。

四について

外務省として、三についてで述べた贈与等又は報酬については、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第六条第一項の規定に基づき贈与等報告書が提出されていることもあり、特段問題があると

は考えていない。